

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前				改正後			
(文書等の発信者名)				(文書等の発信者名)			
<p>第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、<u>知事戦略監名</u>、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、地域外交担当部長名、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。</p>				<p>第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、<u>デジタル戦略担当部長名</u>、地域外交担当部長名、<u>感染症対策担当部長名</u>、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。</p>			
2 (略)				2 (略)			
別表 (略)				別表 (略)			
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者	区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者
(略)				(略)			
職印	(略)			職印	(略)		
	会計管理者印	(略)	出納局会計課		会計管理者印	(略)	出納局会計総務課
	知事戦略監印	方21	知事直轄組織総務課長		危機管理監印	(略)	
	危機管理監印	(略)			(略)		
(略)				(略)			
政策推進担当部長印	(略)			政策推進担当部長印	(略)		
				デジタ	方21		知事直轄組織デジタ

地域外 交担当 部長印	(略)	
局長印	(略)	<u>経営管理部総務局総務課長</u> <u>経営管理部行政経営局福利厚生課長</u> <u>出納局会計課長</u> 知事直轄組織、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者
局次長 印	(略)	<u>出納局会計課長</u>
(略)		

<u>ル戦略 担当部 長印</u>		<u>ル戦略局デジタル戦略課長</u>
地域外 交担当 部長印	(略)	
<u>感染症 対策担 当部長 印</u>	方21	<u>健康福祉部感染症対策局感染症対策課長</u>
局長印	(略)	<u>経営管理部総務局総務課長</u> <u>経営管理部行政経営局福利厚生課長</u> <u>出納局会計総務課長</u> 知事直轄組織、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者
局次長 印	(略)	<u>出納局会計総務課長</u>
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号(その2)中「受領印」を「受領者」に、「印」を「担当」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第27条、第28条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公印事前押印（公印影刷り込み）承認申請書

第 号
年 月 日

公印管守者 様

課 長
出先機関の長

下記のとおり公印事前押印（公印影刷り込み）の承認を受けたいので、静岡県文書管理規程第27条第1項（第28条第1項）の規定により申請します。

記

- 1 証票等の名称
- 2 事前押印（刷り込み）を行う公印の名称
- 3 事前押印（刷り込み）を行う証票等の枚数
- 4 事前押印（刷り込み）を必要とする理由

（注）

- 1 承認申請書には、公印事前押印文書（公印影刷り込み文書）の写しを1部添付すること。
- 2 第27条第2項又は第28条第2項の規定による公印事前押印文書（公印影刷り込み文書）受払台帳によって使用状況を常に明らかにしておくこと。

様式第9号中 「事務担当者印」を「事務担当者」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県文書管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。